（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第二十二条　センターは、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該算定した金額及び通則法第四十六条の三第三項の規定により当該持分のうち国土交通大臣が定める額の持分）をセンターに通知するものとする。

4　センターは、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第二十三条　センターは、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

第十四条を第十七条とし、第十条から第十三条までを三条ずつ繰り下げ、第九条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十一条　国土交通大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十二条　国土交通大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第八条第三項中「第十一条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条中「独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「センターに係る通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第十八条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　重要な財産（第一条）

第二章　業務方法書の記載事項（第二条）

第三章　中期計画（第三条・第四条）

第四章　年度計画等（第五条・第六条）

第五章　中期目標に係る業務の実績（第七条・第八条）

第六章　財務及び会計（第九条―第二十三条）

第七章　整備敷地等の譲渡又は賃貸（第二十四条―第二十六条）

第八章　特定公共施設工事（第二十七条・第二十八条）

第九章　近傍同種の住宅の家賃（第二十九条・第三十条）

第十章　不動産登記規則の準用（第三十一条）

附則

第二十四条中「第六十三条第三項、第六十四条第一項第一号」を「第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号」に改め、第九章中同条を第三十一条とする。

第八章中第二十三条を第三十条とし、第二十二条を第二十九条とし、同章を第九章とする。

第七章中第二十一条を第二十八条とし、第二十条を第二十七条とし、同章を第八章とする。

第六章中第十九条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とし、第十七条を第二十四条とし、同章を第七章とする。

第十六条を第二十三条とし、第十五条を第二十二条とし、第十四条を第十六条とし、同条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十七条　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　催告に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五　催告の内容

六　不要財産により払戻しをする場合には、不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

2　国土交通大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一　通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分

二　通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十八条　機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を国土交通大臣に通知しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。